

木古内町特別養護老人ホームいさりび短期入所生活介護事業所運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、木古内町病院事業の設置に関する条例（昭和43年4月1日条例第6号）第2条第2項に規定する、木古内町特別養護老人ホームいさりび（以下「施設」という。）が行う居宅サービス事業及び介護予防サービス事業（以下「事業」という。）の提供にあたり、施設の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、要支援・要介護の状態にある在宅高齢者が身体機能の維持や回復、介護を行っている家族の負担を一時的に軽減するため、事業を提供することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 施設の短期入所生活介護従事者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携により指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護を兼務）

(1) 施設長 1名

ア 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 管理者は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を行う。

(2) 医師 1名（嘱託） <本体施設と兼務>

- (3) 生活相談員 1名（常勤職員）＜本体施設と兼務＞
- (4) 介護職員 30名以上（常勤職員）＜本体施設と兼務＞
- (5) 看護職員 3名（常勤職員）＜本体施設と兼務＞
- (6) 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）＜本体施設と兼務＞
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1名（常勤1名）＜本体施設と兼務＞
- (8) 事務員 2名（常勤1名）＜本体施設と兼務＞
必要な事務を行う。
- (9) その他職員 8名（常勤8名）＜本体施設と兼務＞

（利用定員）

第5条 施設の利用定員は、8名とする（介護予防短期入所生活介護事業所定員含む）。

- 2 施設利用者の入院等による空床を有する場合は、短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所含む）に使用することができる。

（短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 前項の外、次の号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

- (1) 食費

	通常	介護保険負担限度額認定証 に記載されている額			
食 事 の 提 供 に 要 す る 費 用	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
	1,445円/ 日	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/ 日

(2) 滞在費

	通常	介護保険負担限度額認定証 に記載されている額			
居 住 に 要 す る 費 用	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
	2,066円/ 日	880円/日	880円/日	1,370円/ 日	1,370円/ 円

(3) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払を受ける。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、木古内町と知内町の全地域とする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

イ 面会時間

ロ 外出・外泊

ハ 飲酒・喫煙

ニ 施設・整備の使用上の注意

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従事者は、現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する者とする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者へ周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(職員の勤務条件)

第13条 施設の職員の就業に関する事項は、別に定める木古内町病院事業就業規程による。

(衛生管理等)

第14条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第15条 施設は、運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応について、施設内に掲示する。

(秘守義務)

第16条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその他家族の秘密を厳守する。

- 2 施設は施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

(その他の事項)

第17条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設ける。
- 3 この規程に定めているもののほか、施設運営管理に関して必要な事項は、木古内町病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。